

令和2年5月21日

1号認定児保護者の皆さまへ

加古川市

### 市立認定こども園（幼稚園部）の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応にご協力いただきありがとうございます。

国の緊急事態宣言が発令されたことをふまえ、市立認定こども園では、園児の感染予防の観点から4月13日より臨時休業期間としておりましたが、このたび国の緊急事態宣言が解除されたことを受け、臨時休業について下記のとおり終了いたします。

なお、臨時休業期間を終了し、6月1日から再開しますが、ご都合のつく場合は、家庭での保育をしていただくなど感染拡大防止にご協力をお願いいたします。

### 記

- 1 臨時休業終了日 令和2年5月31日（日）
- 2 6月以降の対応について
  - ・ 6月1日（月）、2日（火）は午前保育（11：45降園）となります。
  - ・ 登園する日は家庭での毎朝の検温を徹底し、発熱等の症状がある場合は登園を控えてください。
  - ・ 感染拡大防止のため、引き続き登園の自粛にご協力をお願いします。  
6月分の給食費につきましては、登園を自粛した日数に応じて減じますが、精算は3月または退園時となります。

#### 【担当】

加古川市こども部幼児保育課  
入園係 079-427-9213（直通）